## 第1 損害回復・経済的支援等への取組

第1 損	害回復・経済的支援等への取組						
1		講じら	れた主な施策	策 ([] 内は	施策番号)		
損害賠償	日本司法支	法テラス	法テラスにおいて、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用				
について	援センター	する際の弁	主護士費用等の	立替えを行う国	や事法律扶助等の	り支援が行わ	かれ
の援助等	による支援	た。					
	[1 • 2]	また、犭	2罪被害者支援	の経験や理解の	)ある弁護士(#	青通弁護士)	$\mathcal{O}$
		紹介が行れ	つれたほか、犯	罪被害者支援に	上携わる職員等に	こ対し研修が	実
		施された。					
			精通弁部	雙士紹介件数			
		令和3年	度 令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		1, 181 作	上 1,529件	2,516件	2,711件		
			精通弁護士名統	尊登載者数(各年	F4月1日現在)		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
		3, 869 <i>J</i>	3,925人	3,963 人	4,019人	4,073 人	
	   損害賠償請	2					
	求制度等に				節令制度につい		
	関する情報				周知が行われた		., .
	提供の充実		損	害賠償命令制度	の運用状況		
	[3]		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		新受	308件	284 件	311 件	391 件	
		既済	344件	281 件	282 件	368 件	
	受刑者の作				を損害賠償にす		
	業報奨金を				訳における指導等		
		れたほか、受刑者の居室内に備え付けている「所内生活心得」等の冊					
		子に記載し、周知が図られた。					
	とが可能で			段金の被害者			
	ある旨の周		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	1
	知[9]	件数	233 件	217 件	262 件	336 件	
1		金額	3,507,200 円	3,062,500円	3,591,170円	4, 633, 982	円

※被害者送金の目的は必ずしも損害賠償に限らない。

2 給付金の 支給に係 る制度の 充実等

犯罪被害給: 警察庁から都道府県警察に対し、教示の原則、適正かつ迅速な裁定 付制度の運:等、適正な犯罪被害給付制度の運用について指導がなされた。令和5 用改善[13] 年7月には、警察庁から都道府県警察に対し、「犯罪被害給付制度にお ける仮給付の更なる推進について(通達)」(令和5年7月24日付け警 察庁長官官房教養厚生課長通達)が発出され、仮給付の更なる推進が 指示された。

## 仮給付決定に係る犯罪被害者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18 人	28 人	41 人	43 人

このほか、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和5年6 月6日犯罪被害者等施策推進会議決定。以下「令和5年6月推進会議 決定」という。) に基づく取組として、令和6年6月、犯罪被害者等給 付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和55 年政令第287号)が改正され、各給付基礎額の最低額が引き上げられ るとともに、遺族給付基礎額の算定における加算額が新設され、例え ば、幼いこどもが犯罪被害により亡くなった場合にその両親に対して 支給される遺族給付金について、320万円であったものが1,060万円 になるなど、給付水準が大幅に引き上げられた。

性犯罪被害: [14]

の負担軽減しった。

等[15]

警察庁において、都道府県警察における性犯罪被害者の緊急避妊等 者の医療費:に要する費用及び犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度 の負担軽減:に要する経費の補助に係る予算が措置されるとともに、できる限り全 国的に同水準を確保し、かつ、その底上げを図るよう、都道府県警察 カウンセリ・に対し指導がなされた。

その結果、各制度の利用が進んでいるほか、カウンセリング等心理 ング等心理: 療法の費用:療法の費用の公費負担については投薬料及び入院費の支給が可能とな

#### 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担制度の利用件数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,249件	5,139件	6,862件	7,229件

## 犯罪被害者等のカウンセリング費用の 公費負担制度の利用件数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,033 回	2,338 回	3,466 回	4,368 回

等[17]

地方公共団 警察庁から地方公共団体に対し、職員を対象とする会議や研修等の 体による見、機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の 舞金制度等 貸付制度の導入が要請されるとともに、メールマガジン等を通じ、こ の導入促進はからの制度の導入状況について情報提供が行われた。

## 見舞金の支給制度の導入状況(各年4月1日現在)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
都道府県(全47)	8	13	16	21	23
政令指定都市(全20)	9	12	14	17	20
市区町村(全1,721)	377	464	631	863	1,097
対前年増加率	+27.1%	+24.1%	+35. 2%	+36.3%	+26.5%
	•				

都道府県による	0	Г	4	4	4
市区町村補助	3	5	4	4	4

<sup>※</sup> 令和7年の数値は集計時点の暫定値

3 居住の安 定

公営住宅へ
国土交通省から地方公共団体に対し、犯罪被害者等を公営住宅の優 の優先入居:先入居対象とすることの積極的な検討や保証人確保を求めないなどの 等[20~24] ・配慮を要請する通知が発出されるとともに、通知の内容について、地 方公共団体を対象者とする研修会等において周知が行われたほか、犯 罪被害者等を優先入居対象としている団体の情報の共有がなされた。

# 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居等の状況 (各年12月1日現在)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
優先入居	711 件	723件	769 件	771件
目的外使用	66 件	83 件	187 件	168 件

※ 都道府県及び政令指定都市に限る。

## 公営住宅等の入居に際して配慮を行う制度の導入状況 (各年4月1日時点)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
都道府県(全47)	47	47	47	47	47
政令市 (全20)	18	20	20	20	20
市区町村	428	489	592	733	782
(全1,721)	420	409	592	199	102
導入割合	27.6%	31.1%	36.9%	44.7%	47. 5%
対前年増加率	+13.6%	+12.8%	+18.5%	+21.4%	+6. 1%

※ 令和7年度の数値は集計時点の暫定値

このほか、犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅 への円滑な入居を促進するため、制度の周知が行われたほか、居住 支援協議会及び居住支援法人による住宅確保要配慮者への住居の マッチング・入居支援等の取組に対し、費用の補助が実施された。 また、令和6年には、市区町村による居住支援協議会設置の努力義 務化や住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的 な居住支援体制を整備することなどを内容とする住宅確保要配慮 者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正す る法律(令和6年法律第43号)が成立した。

30]

被害直後及 女性相談支援センター (旧婦人相談所) や民間のシェルター等にお び中期的なはける犯罪被害女性等の一時保護について、個々の状況に応じた柔軟な 居住場所の、対応や都道府県域を超えた広域的な対応が行われるなど、制度が適切 確保 [25~] に運用された。

#### 女性相談支援センターにおける一時保護の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護女性本人の 一時保護人数	3,093人	2,963 人	3,061件
同伴家族の 一時保護人数	2,444 人	2,328 人	2,395件
合計	5,537人	5,291 人	5,456件

また、児童相談所における虐待を受けたこども等の一時保護につい ても、迅速な安全確保のためのガイドラインの改正、一時保護施設に おける個別対応のための環境改善等が行われた。

## 児童相談所における一時保護の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時保護施設におけ る一時保護延べ日数	862,864 日	943,739 日	951, 167 日
所内一時保護件数	26,358件	26,959件	27,825件
一時保護委託件数	23,526件	25,452件	27,597件

さらに、都道府県警察において運用されている、自宅が居住困難で、 かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、 時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪行為の現 場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費に係る公費 負担制度については、警察庁において、当該制度に要する経費の補助 に係る予算が措置されるとともに、できる限り全国的に同水準を確保 し、かつ、その底上げを図るよう、都道府県警察に対し指導がなされ、 宿泊日数や支給額の上限の撤廃又は上限を超える場合でも必要に応じ た柔軟な対応が可能となった。

# 4 雇用の安 定

犯罪被害者: めの休暇制 度の周知・ 啓発[37]

犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度 等 の 精 神: (以下「犯罪被害者等のための休暇制度」という。) の趣旨や導入方法 的・身体的: を厚生労働省ウェブサイトにおいて紹介するとともに、制度の意義等 被害からの:について解説した動画及びリーフレットを同ウェブサイトに掲載する 回復等のたこなど、周知・啓発のための取組が講じられた。

### 犯罪被害者等のための休暇制度の企業における認知度

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
企業における	11. 6%	8. 7%	9.4%	9. 6%
認知度				

「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関 する意識調査による。

#### 評価

第4次犯罪被害者等基本計画期間中の取組を通じ、犯罪被害者等給付金の引上げ、公費負担制 度の平準化の進展、地方公共団体における見舞金の支給制度の導入進展等、経済的支援について 大きな進展が見られた。地方公共団体における見舞金の支給制度や公営住宅等の入居に際して配 慮を行う制度の増加状況からは、計画期間を通じて、地方公共団体における犯罪被害者等支援の 広がりが生まれていることが見てとれる。

一方で、一義的な責任を有する加害者自身から賠償が行われることが重要である中、必要な実 態把握を行った上で損害賠償命令制度等の利用促進に向けたその周知等の取組を含め更なる施 策を検討していくことが必要である。また、経済的支援等についても、引き続き犯罪被害者等の ニーズや支援の実態も踏まえながら、その十分な利活用や必要な改善を図っていく必要がある。 さらに、犯罪被害者等のための休暇制度については、認知度が低調である中、犯罪被害者等のニ ーズに立脚しつつ、かつ、企業における具体的な制度導入の検討が行われるよう、実効的な取組・ 制度を検討していく必要がある。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

· 1 ·	****
1	
保健医	被害少年等
療サー	のための治
ビス及	療等の専門
び福祉	家の養成、
サービ	体制整備及
スの提	び施設の増
供	強に資する
	施策の実施
	[48]

児童相談所の職員配置状況について、体制が拡充されたほか、児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」や SNS 相談「親子のための相談 LINE」の運用がなされるとともに、こどもや家庭に対し包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」や訪問による家事支援を行う事業等が創設された。

講じられた主な施策([]内は施策番号)

# 児童相談所の設置状況・職員配置状況 (各年4月1日現在)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
児童相談所数	225 所	228 所	232 所	234 所	240 所
児童福祉司数	5,168人	5,783 人	6,138人	6,482 人	6,866人
児童心理司数	2,071 人	2,347 人	2,623 人	2,911人	3, 167 人

被害少年等 に対する学 校における 教育相談体 制等の充実

[53]

校における また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状 教育相談体 況についても、体制が拡充された。

## スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー の配置状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スクール カウンセラー	9,948人	10,255 人	10,678人	11, 225 人
スクール ソーシャルワーカー	3,091人	3,241 人	3,747人	4,015 人

※ 経費を補助した任用に限る。

※ 令和6年度の数値は集計時点の暫定値

音祭におり制造内外る性犯罪被けるカウン害者に対すまた、全るカウンセ用された。

リングの充

実[56]

警察におけ 都道府県警察における部内カウンセラーの配置が整備され、警察におる性犯罪被 けるカウンセリング体制が拡充された。

また、全ての都道府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度が運用された。

部内カウンセラーの配置状況 (各年4月1日現在)

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
45 都道府県	46 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県
警察	警察	警察	警察	警察
185 人	177人	182 人	209 人	209 人
(126人)	(132人)	(145人)	(167人)	(170人)

※ 括弧内は公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員の人数 (内数)

-----

#### 7

	性犯罪・性	内閣府においては	は、性犯罪・性暴	身力被害者のたる	めのワンストッ	プ支援
	暴力被害者	センターについて、	性犯罪・性暴力	力被害者支援の	ための交付金に	より、
	のためのワ	24 時間 365 日対応(	24 時間 365 日対応化等の運営の安定化及び質の向上が図られた。			
	ンストップ	また、全国共通番	また、全国共通番号 「#8891 (はやくワンストップ)」 や SNS 相談 「Cure			
	支援センタ	time (キュアタイム)」が運用されたほか、令和3年10月に夜間相談や				
	ーの体制強	緊急対応のため「性	暴力被害者のな	こめの夜間休日:	コールセンター	」が設
	化[59~63]	置される、令和4年	- 11 月からワン	/ストップ支援	センターの通話	料が無
		料化されるなど、相	ま談支援体制の表	充実が図られた。	)	
		性犯罪	• 性暴力被害者	<b>皆からの相談件</b>	数	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		ワンストップ相談				
		支援センターへの	58,771件	63,091件	69, 100 件	
		相談件数				
		「Cure time」 への相談件数	1,317件	4,281件	3,736件	
						J
2	加害者に関	法務省において、	法務省において、被害者等通知制度が適切に運用されたほか、令和5			
安全の	する情報の	年 12 月から、保護観察中の処遇状況に関する事項として、しょく罪指				
確保	犯罪被害者	導プログラムの実施	状況等が新たる	こ通知されるこ	ととなった。	
	等への提供					
	[72]					
	犯罪被害者	刑事訴訟法等の一	部を改正する治	去律(令和5年)	法律第 28 号)	による
	等に関する	刑事訴訟法(昭和 2	3 年法律第 131	号)の改正が全	令和6年2月か	ら施行
	情報の保護	され、捜査段階、公	判段階及び判決	そ後の各段階には	おける犯罪被害	者等の
	[83]	個人特定事項(氏名	及び住所等の個	固人を特定させん	ることとなる事	項)の
		秘匿措置に関する規	定が整備され、	捜査段階から料	判決後の段階に	至るま
		で、一貫して犯罪被	害者等の個人特	<b>宇定事項を保護</b>	することができ	るよう
		になった。				
	児童虐待の	前記のとおり、児	重相談所の体制	削強化、スクール	ルカウンセラー	・スク
	防止及び早	ールソーシャルワー	-カーの配置の排	広充、こども家庭	<b>をセンターの創</b>	設等の
	期発見・早	体制整備がなされた	- -0			
	期対応のた	また、配偶者から	の暴力の防止及	び被害者の保証	<b>獲等に関する法</b>	律の一
	めの体制整	部を改正する法律	(令和5年法律第	第 30 号)が令和	和6年4月から	施行さ
	備等[92~	れ、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化がなされた。				
	98]					
3	職員等に対	犯罪被害者等支援	に関わる行政権	機関の職員、捜査	査機関の職員等	に対し
保護、	する研修の	て、二次的被害の防	止や相談等への	)対応能力の向_	上のための研修	が実施
捜査、	★宝[106~	ナカナ				
	元美[100]。	C10/C0	された。			

の過程	 		
におけ	: :		
る配慮			
の過程 におけ る配慮 等	i ! ! !		

#### 評価

警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、学校といった 犯罪被害者等の相談を受ける機関の体制が充実し、また、公費負担によるカウンセリングの実施 件数も増加しており、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために必要なケア・支援等 を提供する体制が構築されてきている。また、犯罪被害者等の情報を保護するための制度整備も 図られた。

引き続き、犯罪被害者等に対する保健医療サービス及び福祉サービスの提供を推進するとともに、安全確保の取組を実施していく必要があるほか、二次的被害からの防止・回復のため、犯罪被害者等の支援に携わる者の理解増進、対応能力向上等の取組も進めていく必要がある。

## 第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に 加害者処: 関する 手続へ 害者等へた。 の参加 の機会 の配慮の するた | ~1587 めの制 度の整

備等

## 講じられた主な施策([]内は施策番号)

矯正施設においては、収容されている加害者のうち必要な者に対し、「被 遇におけ:害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付け、犯罪被害者等の心情等 る 犯 罪 被! の理解を深め、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促す指導が実施され

また、刑事施設においては、令和5年12月から、入所から出所まで継 を拡充 | 充 実 [154 : 続した指導を実施できるように改訂したプログラムによる指導が開始さ れた。

> さらに、令和4年6月に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法 律 (平成 17 年法律第50号) 及び少年院法 (平成26 年法律第58号) が改 正され、新たに矯正施設における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度 が導入され、令和5年12月から運用が開始された。

## 刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の 受講開始人員i

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
468 人	530 人	481 人	423 人

## 少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」の 受講修了人員ii

	令和3年 <sup>iii</sup>	令和4年度	令和5年度	令和6年度
į	48 人	41 人	45 人	63 人

# 矯正施設における心情等聴取・伝達制度の利用状況 (令和6年1月~令和6年12月)

	刑事施設	少年院	合計
受理	95 件	38件	133件
聴取	96 件	39件	135件
伝達	92 件	37 件	129 件

保護観察所においては、犯罪被害者等の心情や状況を聴取し、保護観察 対象者に伝達する制度の適切な運用が図られた。

#### 保護観察対象者に係る心情等聴取・伝達件数

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
182 件	170 件	154件	181 件

※ 令和5年11月までは、心情等伝達制度による伝達件数を計上

犯罪被害

令和4年6月に更生保護法(平成19年法律第88号)が改正され(令和 者等の視:5年12月施行)、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよ 点に立っ、う、必要な指示等の措置をとることが保護観察対象者に対する指導監督の

~162]

た保護観:方法として追加されるとともに、犯罪被害者等の被害を回復し、又は軽減 察処遇の上するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司 充 実 [159: に申告又は当該事実に関する資料を提示することが保護観察における遵 守事項の類型に追加された。

> これらを踏まえた保護観察官等による指導監督として、保護観察対象者 が、具体的な賠償計画を立てて、犯罪被害者等に慰謝の措置を講ずること を生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう指導するなどの 取組が実施されている。

#### 評価

令和4年6月の法改正等により、犯罪被害者等の心情等を考慮した加害者処遇の仕組みが制度 化されるなど、犯罪被害者等の刑事手続への関与拡充への取組が進展したものと評価でき、また、 犯罪被害者等の損害回復にもつながることが期待される。一方で、対応する職員の犯罪被害者等 に対する理解を増進させることや犯罪被害者等の二次的被害を防止すること等の要望が寄せら れていることから、制度の施行状況や制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえながら、取組 の更なる充実に向けて検討していく必要がある。

地方公共団:

[166]

相談及び 情報の提 供等

講じられた主な施策([]内は施策番号)

警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的と 体における・した条例等に関する情報の警察庁ウェブサイトへの掲載や、同条例等 の制定状況及びこれに基づく主な支援施策等を紹介するメールマガ 総合的かつ ジンの配信に加え、「地方における途切れない支援の提供体制の強化 計画的な犯: 罪被害者等: に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、「犯罪被害者等施策推 支援の促進:進のための条例・計画~最近の動向・ポイント~」の提供などの情報 提供等が行われた。

# 犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況 (各年4月1日現在)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
都道府県(全47)	32	39	46	47	47
政令指定都市(全20)	8	11	13	16	18
市区町村(全1,721)	384	453	606	847	1, 083
導入割合	23.7%	28.1%	37.2%	50.9%	64. 2%
対前年増加率	+19.8%	+18.6%	+32.2%	+36.8%	+26.2%

- ※ 令和5年以降は、犯罪被害者等支援を目的とした条例のほかに犯 罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例も計上し ている。
- ※ 令和7年の数値は集計時点の暫定値

地方公共団 体における: [168]

警察庁から地方公共団体に対し、地方公共団体の職員を対象とする 会議や研修等を通じ、総合的対応窓口の機能の充実を要請するととも 総合的対応: に、令和5年6月推進会議決定に基づく取組として、総合的対応窓口 窓口等の充じの機能強化を含む地方におけるワンストップサービスの実現に向け、 実の促進:都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした 多機関ワンストップサービスが構築されるよう都道府県を対象とし た補助金事業が創設されるとともに、「犯罪被害者等支援におけるワ ンストップサービス体制構築・運用の手引き」の作成・提供、犯罪被 害者等支援コーディネーターを対象とする研修等の取組が行われた。

体における: の充実・強化:

地方公共団: 警察庁において、地方公共団体の職員を対象とする会議や研修等を 通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、 専門職の活:公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用に向けた働き掛けが行われ 用及び連携・・るとともに、社会福祉士、精神保健福祉士等の職能団体に対する協力 協力の一層:依頼の働き掛けが行われた。

被害者支援:

[169]

各都道府県の被害者支援連絡協議会や警察署等を単位とした被害 連絡協議会・者支援地域ネットワーク(連絡協議会)が開催され、犯罪被害者等に

	及び被宝老	よる講演や関係機関・団体における相互連携のための協議が行われる
		とともに、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定したシミュ
		レーション訓練が行われた。
	における連	2 2 2 Bully 11454 01 Co
	携の推進	
	[183]	
	インターネ	総務省が運営を委託している違法・有害情報相談センターで受け付
	ット上の誹	
	一	
	関する取組	
	氏 [194]	相互の理解の促進と、機能の相互補完を目指した連携が図られた。
	[194]	7日五、グルチガチックルと、近く 1成化・クパロ五、州 元で 日1日 して、1年156/14 1日 りょして。
	弁護士によ	令和5年6月推進会議決定等を踏まえ、法務省において、犯罪被害
	る犯罪被害	
		的援助を受けることができるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の導
	する経済的	
	援助に関す	
	る検討[209]	
2	犯罪被害者	
調査研究	等の状況把	
の推進等	握等のため	が実施され、その結果が取りまとめられた。
1,200	の調査の実	
	施[228]	
		内閣府において、令和4年度に性犯罪・性暴力被害者のためのワン
		ストップ支援センターにおける被害者支援状況等の調査が実施され
		た。また、令和5年度に配偶者等からの暴力の被害経験等、男女間に
		おける暴力による被害の実態に関する調査が実施された。
	等の調査の	
	実施[229]	
	法務省にお	法務省において、毎年、犯罪による被害の統計や、刑事手続におい
	ける犯罪被	て犯罪被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果が犯罪
	害の動向・犯	白書に掲載されている。また、犯罪被害者の特性に応じた被害実態の
	罪被害者等	調査・分析として、令和5年度から、第6回犯罪被害実態(暗数)調
	施策に関す	査等が実施されている。
	る調査の実	
	施[230]	
	犯罪被害者	厚生労働省において、令和2年度から令和4年度まで、厚生労働科
	等のメンタ	学研究で「精神保健医療福祉施設におけるトラウマ(心的外傷)への
	ルヘルスに	対応の実態把握と指針開発のための研究」が行われたほか、令和5年
<u> </u>	L	

	関する調査	度からは「精神保健医療福祉分野におけるトラウマインフォームドケ
	研究の実施	ア活用促進のための研究」が行われている。
	[231]	
	児童虐待防	こども家庭庁において、「児童相談所における要保護児童等の援助
	止対策に関	事例の実態に関する調査研究」等の児童虐待防止対策に関する必要な
	する調査研	調査研究が毎年度実施された。
	究の実施	
	[232]	
3	民間の団体	民間被害者支援団体に対しては、講師の派遣や会場の借上げ等の支
民間の団	に対する支	援が行われたほか、同団体の活動支援に要する経費並びに直接支援業
体に対す	援の充実	務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する
る援助	[242~243]	理解の増進に係る業務の委託に要する経費が予算措置され、同団体へ
		の財政援助が行われた。
		このほか、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広
		報、研修への講師の派遣等の支援が行われた。

#### 評価

犯罪被害者等支援を目的とした条例等が全ての都道府県で制定され、政令指定都市及び市区町村における制定も進み、着実に増加している。また、精神的・身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害を回復・軽減する法的対応等を行うことができない犯罪被害者等に対し、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的に援助を行うための犯罪被害者等支援弁護士制度を創設する法改正が行われるなど法テラスによる支援体制の強化も図られた。

さらに、地方における途切れない支援を提供するための体制として、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスの基本的な考え方が示され、具体的な体制整備の取組が進められたことは、第4次犯罪被害者等基本計画の期間中の大きな進展であり、また、今後、更なる整備・充実に向けて取り組むべき課題でもある。犯罪被害者等への直接支援に当たっている民間の団体に対しても財政援助も含めた各種支援が行われたが、多機関ワンストップサービスの中で重要な役割を果たすものである中、支援の担い手の確保等が課題となっている。これらを踏まえ、犯罪被害者等に対する支援のための体制整備に更に取り組んでいく必要がある。

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

NO ENGLISHE CHIEF WAS A SELVE OF WAR		
1		講じられた主な施策([]内は施策番号)
国民	性犯罪·性暴力対	文部科学省において、幼児期・小学校・中学校・高校の各段階に応
の理	策に関する教育	じて授業等で活用できる教材等の作成・公表、モデル事業の実施や事
解の	の推進[254]	例集の作成・公表等、「生命(いのち)の安全教育」の全国展開が進
増進	!	められた。
	犯罪被害者等に	毎年度、警察において、教育委員会等の関係機関と連携し、中学
	よる講演会の実	生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを
	施 [256]	学ぶ教室」が開催され、また、同教室の効果の向上を図るとともに、
	;	犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、警察庁主催の作文コン
		クールが開催された。
	犯罪被害者週間	犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を
	に合わせた集中	深め、犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、犯
	的な広報啓発活	罪被害者週間(毎年11月25日から12月1日まで)に合わせた集中
	動の実施[258]	的な広報啓発活動が実施された。
<b>運</b> 研		

第4次犯罪被害者等基本計画の計画期間中においては、犯罪被害者週間に合わせて犯罪被害者 等施策に関する集中的な広報啓発活動が実施されたほか、インターネットやSNSを活用した広 報啓発活動を含め、様々な媒体を通じた広報啓発活動、学校における教育等によって、犯罪被害 者等支援に関する国民の理解増進等に向けた取組が行われた。

犯罪被害者等施策を実施していくに当たり、国民の理解や協力は必要不可欠であり、国民の理 解増進等の広がりは今もなお途上にあることから、今後、更に国民の理解増進等に向けた取組を 強化していく必要がある。

#### ○総括

第4次犯罪被害者等基本計画は、第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)に引き続き、4つの基本方針及び5つの重点課題を掲げ、これらに基づき、関係府省庁が横断的かつ総合的な施策を展開してきた。これらの施策にあっては、各重点課題の項目ごとの評価で述べたように、犯罪被害給付制度の抜本的強化をはじめとした経済的支援等の取組、刑の執行段階等及び保護観察における犯罪被害者等の心情等を考慮した加害者処遇の取組、地方公共団体における条例制定等の支援の現場における体制整備の取組等、本計画期間中の犯罪被害者等支援の取組は大きく進展した。

こうした第4次犯罪被害者等基本計画の計画期間中の取組を含め、犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)の策定以降、約20年にわたり、犯罪被害者等のための各種施策が講じられてきた。一方で、犯罪被害者等は犯罪被害により精神的に過酷な状況に置かれる中で、自らや家族がいかなる支援を必要とする状態にあるのか気付き得ない、支援を受ける方法が分からないなどの理由から、支援のための制度等の利用に至らない場合もある。そのため、第5次犯罪被害者等基本計画の計画期間中においては、犯罪被害者等が必要とする支援を漏れなく利用できる途切れない支援を提供する体制整備の充実強化を進めることが必要となる。

また、犯罪被害者等施策を推進するとともに、犯罪被害者等の被害回復を進めるためには、犯罪被害者等が置かれている状況等に対する国民の理解を増進させることや、国民の犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への国民の協力を確保していくことが必要となるが、国民の理解増進等の広がりは今もなお途上にある。したがって、国民の理解増進等を進めるための取組を更に強化していくことが必要となる。

さらに、損害回復・経済的支援等への取組、精神的・身体的被害の回復・防止への取組及び刑事手続等への関与拡充への取組についても、各取組についての評価で述べたとおり、依然として犯罪被害者等からの要望が寄せられていること等を踏まえ、取組の更なる充実に向けた検討を進めていく必要がある。

加えて、犯罪被害者等施策に対する国民の理解を増進させるために、犯罪被害者等が置かれた 状況や各種施策の実施状況についての実態把握を行い、類型化・体系化するなどして分かりやす く国民に示していく必要がある。従前、犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価は、講じられた 主な施策について定性的な評価を行うものであったところ、第4次犯罪被害者等基本計画の実施 状況の評価に当たっては、施策の実施状況について可能な限り定量的な把握を行った。これによ り、施策の実施状況の把握は容易になったものの、一方で、把握された数字それ自体の大小や増 減をもって直ちに評価することが適切ではない場合もある。したがって、第5次犯罪被害者等基 本計画の策定及びその評価に当たっては、あらかじめ、施策の進捗状況を評価する指標を設定す ることを検討するなど、更に効果的な施策の実施状況の評価の在り方を検討していく必要があ る。

※ 割合(%)で示した数値については、いずれも小数点第2位以下を四捨五入している。

\_

前 刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」は、被害者の命を奪い、又はその心身に重

大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる必要がある者を対象として実施している。なお、参考値として、「被害者の視点を取り入れた教育」の対象となり得る罪に係る令和6年次の新受刑者数は、殺人158名、傷害致死76名、強盗・不同意性交等及び同致死11名、不同意わいせつ・同致死傷148名、不同意性交等・同致死傷313名、危険運転致死傷40名、過失運転致死傷177名、強盗致死傷149名であった。

道 少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」は、被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者を対象として実施している。なお、参考値として、「被害者の視点を取り入れた教育」の対象となり得る主な非行名に係る令和6年次の新収容者数は、殺人12名、傷害致死0名、強盗・不同意性交等及び同致死0名、不同意わいせつ・同致死傷47名、不同意性交等・同致死傷66名、危険運転致死傷13名、過失運転致死傷34名、強盗致死傷87名であった。

iii 令和3年の人員は、暦年で集計しており、参考値。